

(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 (介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 (介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 (介護・予防)特定 施設入居者生活介護、	協力医療機関連携加算について 協力医療機関連携加算について 協力医療機関連携加算について 協力医療機関連携加算について 協力医療機関連携加算について	4報酬 高齢者施設等感染対策向上加算(1)について 4報酬 高齢者施設等感染対策向上加算(1)について 4報酬 高齢者施設等感染対策向上加算(1)について 4報酬 高齢者施設等感染対策向上加算(1)について	協力医療機関連携加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構成することを目的とした体制加算であり、入所者全員について算定されるもの。なお、協力医療機関に対するご意見が得られない入所者による診療等が受けられるよう取り組むことも、当該入所者の急変時等において協力医療機関による診療等が受けられるよう取り組むことが必要。	R6.6.7介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 7)
			高齢者施設等感染対策向上加算(1)について、診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算による院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に係るカンファレンス及び訓練等と具体的にどのようないわゆる「外来感染対策向上加算」における研修、医療機関が保健所及び地域連携し、感染対策向上加算(2又は3)に係る届出を行った保険医療機関と合併して、定期的に運営し、感染対策向上加算(2又は3)に係る届出を行った保険医療機関と合併して、定期的に開催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生による院内感染対策向上加算(2又は3)に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンスについて、感染対策向上加算(1)に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンスや新興感染症の発生による院内感染対策向上加算(2又は3)に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンス等を規定した訓練等を定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生による院内感染対策向上加算(1)に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンス等の内容として、薬剤耐性菌等の分離状況や抗生物質の共用及び意見交換を行う場合があるため、カンファレンス等の内容として、高齢者施設等を定期的に主催する事前に確認の上、参加すること。 また、これらのカンファレンス等について、高齢者施設等を定期的に主催する事前に確認の上、参加しても差しえない。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)
			都道府県と医療機関の医療措置協定の締結は令和6年4月から9月末までに行うこととしており、都道府県において、協定締結した医療機関を公表している。 また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行つて医療機関については、地方厚生局のホームページに掲載されているので参照されたい。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)
			第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応をどのように行う体制を確保すればよいか。 また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行つて医療機関をどのように把握すればよいか。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)
			第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症法に基づく都道府県との医療措置協定の締結は令和6年9月末までに行うこととされているが、令和6年9月末までの間は、どのような医療機関と連携すればよいか。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)
			高齢者施設等感染対策向上加算(1)について 高齢者施設等感染対策向上加算(1)について 高齢者施設等感染対策向上加算(1)について 高齢者施設等感染対策向上加算(1)について	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)

(介護・予防)特定 施設入居者生活介 護、	4報酬 高齢者施設等感染対策向上加 算(Ⅱ)について	高齢者施設等感染対策向上加 算(Ⅱ)について	高齢者施設等感染対策向上加 算(Ⅱ)について	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護 報酬改定にに関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介 護、	4報酬 医療機関連携加算	高齢者施設等感染対策向上加 算(Ⅱ)について	高齢者施設等感染対策向上加 算(Ⅱ)について	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護 報酬改定にに関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介 護、	4報酬 医療機関連携加算	平成27年度介護報酬改定に 関するQ&A(vol.1454)(平成27年4月1日)問120は削除す る。	高齢者施設等感染対策向上加 算(Ⅱ)について	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護 報酬改定にに関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介 護、	4報酬 科学的介護推進体制加算	平成27年度介護報酬改定に 関するQ&A(vol.1454)(平成27年4月1日)問120は削除す る。	高齢者施設等感染対策向上加 算(Ⅱ)について	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護 報酬改定にに関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介 護、	4報酬 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算 自立支援促進加算、褥瘡マネジメ ント加算、褥瘡対策指導管理 (Ⅰ)、排せつ支援加算について が。	科学的介護推進体制加算 自立支援促進加算、褥瘡マネジメ ント加算、褥瘡対策指導管理 (Ⅱ)、排せつ支援加算について が。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護 報酬改定にに関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介 護、	4報酬 科学的介護推進体制加算、自 立支援促進加算、褥瘡マネジメ ント加算、褥瘡対策指導管理 (Ⅰ)、排せつ支援加算について が。	科学的介護推進体制加算、自 立支援促進加算、褥瘡マネジメ ント加算、褥瘡対策指導管理 (Ⅱ)、排せつ支援加算について が。	科学的介護推進体制加算、自 立支援促進加算、褥瘡マネジメ ント加算、褥瘡対策指導管理 (Ⅰ)、排せつ支援加算について が。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護 報酬改定にに関するQ & A (vol. 1)

(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、	科学的介護推進体制加算について	科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年4月又は6月以降に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少くとも3か月に1回提出すればよいのか。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	4 報酬 ADL維持等加算について	ADL維持等加算(Ⅱ)について、ADL利得が「2以上」から「3以上」へ見直される場合やADL維持等加算(Ⅱ)の算定にはADL利得3以上である必要があるか。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)
地域密着型特定施設 入居者生活介護	4 報酬 口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合にはどのように取り扱えばよいのか。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)
地域密着型特定施 設入居者生活介護	4 報酬 口腔衛生管理体制加算について	口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合にはどのように取り扱えばよいのか。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	4 報酬 退所時情報提供加算、退居時情報提供加算について	同一医療機関に入退院においても、算定可能か。	R6.3.19介護保険最新情報 vol.1229 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2)

(介護、予防)特定 施設入居者生活介護 地地域密着型特定施設入居者生活介護	4報酬 （介護、予防）特定 施設入居者生活介護 地地域密着型特定施設入居者生活介護	退所時情報提供加算、退居時情報提供加算について または退居の手続きを行わない場合における生産性向上前の状況を把握している利用者及び職員がない場合における生産性向上前の状況を把握している利用者及び職員がない場合においては、医療機関の入院にあたり、退所算定可能。	R6.3.29介護保険最新情報 vol.1245令和6年度介護報酬改定にに関するQ&A (vol.3)
		生産性向上推進体制加算について （介護、予防）特定 施設入居者生活介護 地地域密着型特定施設入居者生活介護	R6.4.30介護保険最新情報 vol.1251令和6年度介護報酬改定にに関するQ&A (vol.5)
		加算(I)(※100単位/月)の算定開始に当たっては、加算(II)の要件どなる介護機器の導入前後の状況を比較し、生産性向上の成績が求められるが、例えば、介護機器を全般導入している場合は新規介護施設を閲覧し、開始当初より、介護機器の導入前の状況を把握する利用者及び職員がいないなど、比較が困難となるが、導入前の状況の確認はどうするべきか。	(※1)介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がない場合には、以下のとおり対応されたい。 【利用者の収組の成績の確認について】 【利用者の収組の成績の評価について】 【介護サービスを実施する利用者（5名程度）に、介護機器を活用することにより起因する利用者の安全やケアの質の確保について】 【介護サービスを実施する利用者（5名程度）に、介護機器を活用することにより起因する利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響を確認すること。
		（※2）介護機器活用した介護サービスを受ける中での、利用者が感じる不安や困りごと、介護サービスを利用する中の支障の有無、介護機器活用による効果等についてヒアリング調査を実施することを想定してい。また、事前調査が実施できない場合であって、ヒアリング調査等を行う場合には、別添1の利用者の属性による事後調査票による事後調査の実施は不要となる。	【総業務時間及び当該時間に含まれる超超過勤務時間の調査、年次有給休暇の取得状況の調査について】 【（I）の要件となる介護機器を導入した月（利用者の受け入れを開始した月）を事前調査加算月（※2）とし、介護職員の1ヶ月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取扱い状況を調査すること。また、事後調査は、介護機器の導入後、生産性向上の取組を3ヶ月以上継続した月における介護職員の1ヶ月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査し、事前調査の勤務状況と比較すること。
		（※3）介護施設を新たに開設し、利用者の受け入れを開始する月から複数月をかけて利用者の数を拡大するような場合には、利用者の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点を採用する事前調査の対象月とする。この場合、利用者の数の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点とは、事前調査及び事後調査時点における利用者数と介護職員数の比に大きな差がないことをいう。 （例）例えば、令和6年1月に介護施設（定員50名とする）を新たに開設し、「同年1月に15人受け入れ、同年2月に15人受け入れ（合計90名）、同年3月に15人受け入れ（合計45名）、同年4月に2名受け入れ（合計7名）、のように、利用者の数を段階的に増加していく場合については、利用者の増加が落ち着いたと考えられる同年4月を事前調査の実施時期とする。	【（※4）介護施設を新たに開設し、利用者の受け入れを開始する月から複数月をかけて利用者の数を拡大するような場合には、利用者の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点を採用する事前調査の対象月とする。この場合、利用者の数の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点とは、事前調査及び事後調査時点における利用者数と介護職員数の比に大きな差がないことをいう。 （例）例えば、令和6年1月に介護施設（定員50名とする）を新たに開設し、「同年1月に15人受け入れ、同年2月に15人受け入れ（合計90名）、同年3月に15人受け入れ（合計45名）、同年4月に2名受け入れ（合計7名）、のように、利用者の数を段階的に増加していく場合については、利用者の増加が落ち着いたと考えられる同年4月を事前調査の実施時期とする。
		業務継続計画未策定期間の施行時期は下記のとおり。 ①【対象サービス】 通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防短期入所療養介護、介護予防短期入所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 【施行時期】 令和6年4月※1なし、令和7年3月31までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。 ②【対象サービス】 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 【施行時期】 令和6年6月※上記①の※と同じ ③【対象サービス】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防支援 【施行時期】 令和7年4月	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定にに関するQ&A (vol.1)

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、業務統計画未策定期間は適用されない。  
※居宅療養管理指導には、業務統計画未策定期間は適用されない。

(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、	5その他 いて	業務継続計画未策定期算につ いて	行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定期算が確認された場合、事実が生じた時点まで遡及して当該減算を適用するのか。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	5その他 いて	業務継続計画未策定期算につ いて	・業務継続計画未策定期算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点まで遡及して減算を適用する」とどなる。 ・例えば、運所介護事業者が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定期が判明した場合か、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に備する具体的な計画の策定を行っていない場合)、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。 ・また、訪問介護事業者が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定期が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	5その他 いて	業務継続計画未策定期算につ いて	・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定期の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 ・なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画未策定期算の有無は、業務継続計画未策定期算の算定期要件ではない。	R6.5.17介護保険最新情報 vol.1263 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 6)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	5その他 いて	高齢者虐待未実施減算について	高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するため全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていなければ減算の適用となる。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	5その他 いて	高齢者虐待未実施減算について	高齢者虐待未実施減算においては、施設・事業所から改善が認められた月から3ヶ月以上後に当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事業が生じた月から3ヶ月」となる。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	5その他 いて	高齢者虐待未実施減算について	過去に遡及して当該減算を適用することはできない。発見した日の属する月が「事業が生じた月から3ヶ月」となる。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 1)
(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護	5その他 いて	高齢者虐待未実施減算について	改善計画の提出の有無に問わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行つて差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善が認められた月まで継続する。	R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 1)

<p>(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>虐待防止委員会及び研修について</p> <p>虐待はあつてはならないことであり、高齢者の尊厳を守るために、関係機関との連携を密にして、規制の大手に關わらないことや他機関による研修を定期的に実施していく環境にあること、しなければならないのが、。</p> <p>このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なうことがあり得る。</p> <p>小規模事業所における第三者によるチェック機能が得られない環境にあること、などが考えられることがあるから、積極的に外部機関等を活用されたい。</p> <p>例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあつては、法人内の複数事業所による合同開催、業者による合同開催、感染症が策委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。</p> <p>研修の定期的実施については、虐待防止委員会同様法人への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。</p> <p>業者による合同開催で感染者が記録で確認できるようにしてがんことに留意すること。</p> <p>また、委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営については、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。</p>	<p>(※)社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」令和3年度基準令改正等に伴う体制整備の基本と運営」令和3年度老人保健健康増進事業、令和4年3月。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (vol. 1)</p>
<p>(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>介護記録ソフトの対応について</p> <p>LIFEへの入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトからCSV連携により入力をついているが、LIFEへのデータ提出について、当該ソフトが令和6年度改定に対応した後にを行うこととして差し支えないと。</p>	<p>LIFEへの提出情報について 令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報如何。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (vol. 1)</p>
<p>(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>介護記録ソフトの対応について</p> <p>LIFEへの提出情報について 令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報如何。</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (vol. 1)</p>	
<p>(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>介護報酬改定の施行時期について</p>	<p>介護報酬改定の施行時期について</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (vol. 1)</p>
<p>(介護・予防)特定 施設入居者生活介護、</p>	<p>介護報酬改定の施行時期について</p>	<p>R6.3.15介護保険最新情報 vol.1225令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (vol. 1)</p>	

5 その他 地域密着型特定施設 設入居者生活介護	体制等状況一覧表	<p>当該様式については、事業者情報については、介護報酬費算定に係る居出等における賃給付費算定について、令和6年3月15日老健局長による通達を受けて、別紙3-2による体制等に係る運営規則を用いて、市町村長へ届け出る場合には、当該進達書を使用しても差し支えないか。</p> <p>※平成18年4月改定関係Q&amp;A(vol.3)</p> <p>R6.3.29介護保険最新情報 vol.1245令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (vol. 3)</p>